



社会領域における「法を通じた統合」の限界：共同体法システムとECJの権力の源泉

原田， 豪

(Citation)

国際文化学, 29:84-108

(Issue Date)

2016-03-20

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009309>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009309>



社会領域における「法を通じた統合」の限界

—共同体法システムと ECJ の権力の源泉—

The Limit of Integration-Through-Law in the Social Field

—Community legal system and the ECJ's authority—

原田 豪

Suguru HARADA

Summary

This paper analyzes the role played by the European Court of Justice (ECJ) in the process of European integration. From the perspective of “Integration-Through-Law” (ITL), the integration process has been led by pivotal rulings by the ECJ. ITL suggests the possible spill-over from economic integration toward political integration by the push of judicial authority.

In this paper, however, it is argued that there are crucial limits on the exercise of judicial power, which originate from the institutional conditions that have enabled the ECJ to achieve the constitutionalization of Community law. These limits have been revealed in Viking and Laval cases that have destabilized the balance between economic rights of freedom and fundamental rights in the European Union.

To indicate these limits, this paper starts from analyzing issues posed by the ITL: the effect of constitutionalization in economic integration, and the scope of ECJ's power as a trustee. In this first section, although the ECJ has a considerable zone of discretion, it is argued that there are strictures on its use. The next section is dedicated to examine ECJ's approach to establish rights in the social field at the Community level. This part demonstrates that the ECJ consistently controls itself for complying with the conditions on the use of its expansive reading of the Treaty. In the final section, it is discussed that the outcomes of Viking and Laval resulted from these conditions and the emerged trade-off among these conditions indicates the limit of the integration model provided by the ITL.

キーワード

欧州司法裁判所、共同体法、憲法化、Viking、Laval

I はじめに

欧州統合過程の研究において、司法が果たした役割が強調されるようになって久しい(e.g. de Búrca 2005; Haltern 2004; Stone Sweet 2004). これらの研究では、法の統合が政治面における統合へと波及していくと主張される. しかしながら、司法権が主導する「法を通じた統合」(Integration-Through-Law)は、果たして実際に欧州統合を経済統合から政治統合へと導きうるものなのであろうか. 本稿はこの問いに対し、欧州司法裁判所(the European Court of Justice: ECJ)¹⁾の機能を欧州統合における制度的意義から分析し、その権限の基盤を明らかにすることによって答えようとする試みである. 具体的には、通常では実効的拘束力を持たない国際裁判所がどのようにして強制力を持つ司法的権威を獲得したか、その獲得の過程から導き出される特性の示唆するものは何かを分析していく.

本稿の構成は次の通りである. まず、ローマ条約によって定められた ECJ の権限と共同体法の「憲法化」(constitutionalization)と呼ばれる強化過程の分析を行い、経済統合における「憲法化」の意義とそれから生じる制約を論ずる. 次に、経済領域以外での統合、すなわち社会領域での統合において ECJ が果たした役割とその過程を明らかにする. 最後に、近年の重要な判例である Viking 及び Laval 事件における先決裁定、つまり共同体法の解釈提示が「法を通じた統合」に与える影響の分析によって、政治統合への波及には矛盾が存在することを指摘する.

II 共同体法の「憲法化」と経済統合

2.1 共同体法の「憲法化」

2004 年に欧州憲法条約が起草される以前において、すでに EC 条約²⁾は「基本的憲法的憲章」として最高規範の地位を獲得していると見做されていた³⁾. 最高規範としての権威の根拠となっているのが、次の 4 つの原則である. すなわち、直接効果、優位性、黙示的権限の法理、基本権保護の 4 原則である. この節ではまず各原則の法的内容を確認し、次に原則の示唆する政治的影響を述べる.

直接効果とは、EC 条約の規定が「明確かつ無条件の実体内容で、構成国における実施措置を要しないものであれば、構成国内に直接に法的効果を及ぼし、国内裁判所で保護される権利を個人に発生させる効果」を指す(中村・須網 2010: 7). この原則は、Van Gend en Loos 事件において、加盟国政府が従来の国際法認識に基づいた意見、すなわち国際法により生じた義務は国内法化を経ない限り効力を持たないという主張に対して提示された. 加盟国によるこの主張に対し、ECJ は EC 条約が加盟国間の相互義務のみならず各国国民をも対象としていることから、共同体法が加盟国に義務を課すだけでなく加盟国国民に権利を付与すると判決文において述べ、国内裁判所に権利の保護を要求することを可能にした.

優位性の原則は、直接効果から機能的必然性によって導き出される原則である. これは、直接効果を持つ共同体法規と国内法規が抵触する場合、共同体法規が優位に立ち、優先適用されることを示す. この原則が明示されたのは Costa 事件においてである. その先決裁定において、ECJ は直接効果の原則を確認し、主権の委譲により形成された法的基盤を指

摘したのち、EC条約の精神と目的から国内法規を優先させることはできないと述べた。また国内法規が優先されることによって、共同体の義務が無条件に遂行すべきものでなくなってしまうとの危惧も示されていた(Craig and de Búrca 2008: 344-346)。

黙示的権限の法理は、EC条約全体との整合性を考慮した上で共同体の正当な目的遂行のために必要とされた場合、当該分野における権限、特に第3国と条約を結ぶ権限を共同体が黙示的に有することを指す。ERTA事件によって認められたこの原則は、従来の国際法の原則、すなわち、条約の解釈は締結国の主権侵害を最小限度に留めるものにすべきという原則からの逸脱でもあった。この法理を原則とすることは、同時に排他性と専占を認めることとなる。共通通商政策のように、EC条約において共同体が排他的権限を持つ領域が定められている場合、その権限領域において加盟国は独自の行動を取ることが認められない。専占とは、排他的権限を与えられていない権限領域においても、共同体が措置を取れば、対象事項が共同体の排他的権限に属するようになることを意味する(Halter 2004: 181; 中村・須網 2010: 335-342)。

基本権の保護は、国際商社事件における共同体法の優位性確認に伴って、EC条約で明文化されていない基本権をどう取り扱うのかという問題に対して示された原則である。加盟国の基本権を定める憲法であっても、共同体法の優位性は揺るがないとの判断を下す一方、「基本権の尊重は一般原則の不可欠な一部を成し」ており、「加盟国に共通の憲法的伝統に示唆されるそのような権利の保護は、共同体の構造と目的の枠組み内で確保されなければならない」と明らかにした⁴⁾。つまり各加盟国で保護される基本権は、共同体法の枠組み内で保証されることが確認されたのである(中村・須網 2010: 131-138)。

これらの4つの原則によって、共同体法は従来の国際法とは異なり、加盟国法との間に連邦体制下の憲法に類似した法的関係性を構築することとなった(Weiler 1999: 19)。では、法的効力における「憲法性」は、欧州統合過程にどのような影響を及ぼしたのだろうか。

まず直接効果によって、加盟国の遵守義務は各個人によって監視できるようになった。従来の国際法では、個人の異議申し立てはあくまで国内法規に基づいてである。条約規定が国内法に導入されても、加盟国内法システムにおける国内法の違法性、例えばある法規定に対する違憲性の訴えという形式でのみ国内法の撤回を求めることが可能であった。しかし直接効果によって個人に権利が発生すると、個人が条約に対する加盟国の遵守義務違反を国内の裁判所で訴えることが可能となる。このことによって、共同体の義務に利害関係を有する全個人が「共同体法における法的整合性の主要な守護者」としての役割を担うようになる(Weiler 1999: 19-20)。

直接効果は優位性原則と組み合わせられることで、EC条約の「憲法性」を確かなものとする。直接効果だけでは国際法と国内法との関係について一元論の立場を採る国、つまり条約の国内法への移転を必要としない国に対して大きな影響を及ぼすことはできない。しかし優位性と組み合わせられることによって、共同体の規範は法的直接効力を持つだけでなく、「後法優先の原則」に関わらず、国内法規より優先されることとなる。これら2つの原則によって、EC条約は加盟国憲法より上位に位置する超国家的規範としての地位を獲得したのである。このような超国家的規範の解释权を有するECJは、実質的に「共同体権限の範囲を決定する権限」(Kompetenz-Kompetenz)を行使できる(Weiler 1999: 20-22)。

黙示的権限の法理によって、共同体の権限領域拡大は排他的性格を伴うものとなる。つまり共同体法と国内法規の間に対立関係が有る無しに関わらず、EC条約の目的遂行に必要と判断される領域に共同体措置が行われれば、排他的権限として主張することができる。このようにして専占が行われた領域では、加盟国は共同行動を取ることが要求されることとなる(Weiler 1999: 22-23)。

上記の3つの原則は共同体法の効力を強化するものである。しかし基本権の保護は、共同体法を強化するというより義務を課すものと言える。「憲法的」ではあるものの、EC条約は民主的要素、つまり加盟国民からの承認を得ておらず、いわゆる「民主制の赤字」が存在する。その点から、基本権保護の尊重はECJの権力濫用を防ぐことを意味する原則となっている。また、優位性原則は、加盟国内における司法の最高権威である最高裁判所にとって受け入れがたい。加盟国最高裁判所が保護すべき基本権を共同体法によっても保護するという基本権保護の原則は、憲法裁判所としての権限を持つECJが国内司法に受容されるための最低条件ともなっている(Weiler 1999: 23-25)。なぜならば、加盟国内司法が擁護すべき権利が共同体法によって侵害されることは、国内最高規範である憲法と共同体法の直接対立を意味することになり、「民主制の赤字」を抱えるECJと国民の承認を経た国内憲法の守護者たる国内司法権の対立ともなるからである。この対立の危険性は、共同体法の優位性が加盟国司法機関の実践によってのみ、すなわち各国裁判所の自制的行動によってのみ実現されていることから(Phelan 2010: 268-272)、共同体法の権威そのものを否定しかねない点にある。権威そのものを覆さなくても、個人が国内裁判所を通じて起こす訴訟によって監視を行う共同体法システムの危機となって、欧州レベルの法秩序を実効性の面から弱体化させてしまう。共同体法システムそのものの存続性を考慮すると、基本権の保護は共同体法が憲法的であるための絶対条件とも言える。

このようにして実質的「憲法化」を成した共同体法ではあるが、加盟国の主権への侵害を可能にすることに抵抗はなかったのだろうか。この疑問に答えるには当時の政治状況を確認する必要がある。各原則が打ち出されたのは、1960-1970年の間の判例においてであり、比較的集中した期間に原則化が行われたことがわかる。この期間は丁度「空席危機」とその後のルクセンブルク合意によって、全政策決定が事実上全会一致を必要とするようになった時期でもある。変化の時期が一致することから、「憲法化」に因る共同体の法的強化とのバランスという観点に立ち、事実上の全会一致要件を政治面における加盟国の主導権強化と捉える見方もある。つまり政策決定権を握ることによって、加盟国は自国の選好に基づいて統合進展を制御することが可能となった。よって司法権というある種の正当性を備えたものと見做される権威が推進する「法を通じた統合」は、政治的決定過程における制御強化によってその脅威が最小化され、加盟国に受容されやすい状況が作り出されたと説明される。(Weiler 1999: 31-39)。

しかし欧州単一議定書(SEA)によって多数決が導入され、政治面での制御が弱まってから今日に至るまで、ECJの権限が根本的に変革されたことはない。「憲法化」による法の強化と均衡する加盟国による政治的制御という要因以外に、ECJの権威を加盟国が受容する要因があったのだろうか。次節では、欧州統合においてECJという司法制度が果たすようになった役割について論じていく。

2.2 集合行為としての欧州統合：制度としての ECJ

元々ローマ条約において定められていた ECJ の役割は、条約の解釈と適用において法の遵守を確保することである。この役割の下、加盟国の遵守義務違反に対する判断、加盟国間争議の仲裁、条約の解釈に関する先決裁定などが ECJ の機能とされている。制度設計時のこれらの権能がどのように発展し、どのような政治的影響を持つに至ったのかを本節で考察していく。

欧州統合は多国間条約に基づき、複数の加盟国が協働して条約の目的を達成しようとする過程である。そうした点から、欧州統合には次の問題が当初から内在していたと考えられる。多国間合意を反映したものであることによる条文の曖昧さ、「共同決定の罍」と呼ばれる不決断への傾向、「信頼できるコミットメント」の維持である。

ECJ に与えられた役割から考えると、条文の曖昧さはローマ条約締結時から危惧されていたと思われる。しかし、Art.177 EEC の先決裁定権によって加盟国内裁判所が ECJ に付託できるよう制度を設計したことは⁵⁾、直接効果の確立によって、全く予期せぬ帰結をもたらすこととなった。既に述べた通り、直接効果は個人が加盟国の遵守義務違反を国内裁判所で訴えることを可能にした。訴えを受けた裁判所は、条文の解釈が争点になると考えた場合、ECJ へ先決裁定を付託できる、あるいはしなければならない⁶⁾。この付託に対し、ECJ が示すのはあくまで条文の解釈であり、実際の判決を下すのは国内司法機関となる。つまり加盟国政府が判決に不服を覚えたとしても、国内司法との対立という政治コストを被らなければならない。「憲法化」は、国内司法と ECJ の連携によって共同体義務を「国内化」し、法の支配の尊重という形で、ECJ の判断が強く反映される判決に加盟国を従わせる拘束力を共同体法に付与したのである(Weiler 1999: 27-29)。

拘束力を持つに至った共同体法は、「共同決定の罍」に対する有力な武器ともなる。「共同決定の罍」という概念は、共通利益実現とそれに必要な個人の短期的損害との選択に直面する場合、決断を下さず現状維持へと流れやすい傾向を指す。全会一致、すなわち全加盟国が拒否権を持つ欧州統合初期においては、まさにこの条件を満たしている(Sharpf 1988: 265-273)。自由貿易推進という加盟国全体の利益は、市場開放によって生じる各加盟国の損害との釣り合い、つまり長期的全体利益と短期的国別損害の二律背反関係によって停滞へと陥った。このような状況ではさらなる統合推進のための制度改革はおろか、既に合意された要件、つまり共通市場の設立を進めることさえままならない。しかし訴えがあれば、ECJ による先決裁定を通じて既存の合意を履行するよう命ずることができる。これもまた制度設計時には予想されていなかった結果であるが、ECJ が共同体全体の利益を実現するために果たすようになった役割と言えよう。

「信頼できるコミットメント」の必要性は、ECJ のみならず共同体の全機関を創設する上での動機でもある。上述した曖昧な条文は、未来の不確実性によっても生じうる。将来起こる可能性を全て予測した制度設計が不可能であることから、ある加盟国がある時点で単独行動にもっと大きな利点を見出す可能性は否定できない。よって事前にコミットメントを確実にするために、主権の移譲・共有が制度設計時になされたとする論がある。この観点からは、確固とした合意が形成された領域では主権の移譲が、合意が弱く加盟国自身の制御をある程度保ちたい領域では主権の共有、という様に加盟国の意向に応じて制度設

計がなされる(Moravcsik 1998:73-77). この制度では、ECJ の決定に逆らうことは、自国のコミットメントへの信頼を失わせることになる。そのみならず、共同体の司法権を否定することは、共同体法そのものの効力に疑問符をつけることともなる(Moravcsik 1995: 623-625). つまり ECJ による決定に逆らうことは、共同体法によって保障される自由貿易の全利益を放棄することに繋がりを有する。そこにまで至らなくとも疑心暗鬼を招くことによって、加盟国の義務を遵守する動機は著しく弱まり、囚人のジレンマへと陥ってしまう。そうなれば、各国は単独行動やただ乗りによる利益へとより関心を向けるであろう。

このように ECJ の権威を受容することは、加盟国にとって決して損だけを意味したのではない。初期制度設計時の条文の曖昧さへの対策は、確かに共同体法の効力を強めすぎるという予期せぬ結果を生み出した。しかし、貿易自由化による加盟国全体の利益は、その強い効力によって増大、少なくとも維持し続けることが可能であった。法と政治の均衡状態下で停滞した欧州統合ではあるが、個人をも組み入れたネットワークが加盟国のコミットメントの監視を維持したことによって、統合の後退を防いできたのである。

2.3 ECJ による経済統合推進: Art.30 EEC を例として

以上のように「憲法化」と加盟国による権威の承認を得た ECJ であるが、実際にどのような形で統合に影響を及ぼしたのだろうか。本節では、ECJ による経済統合の推進を主に Art.30 を巡って起こされた主要な訴訟を中心に見ていく。

Art.30 は「数量規制と同等の効果を持つ国内規制の撤廃義務」を定めている。しかし、撤廃という義務は明確であるものの、数量規制と同等の効果を持つという定義は甚だしく曖昧なものである。この「曖昧さ」が故に、この条項は ECJ に先決裁定を通じて介入する余地を与え、また撤廃義務の明確さによって経済統合に大きな意味を持つようになった。何故ならば ECJ はこの条約の解釈によって、伝統的な民主的手続きに則って制定された国内法規の廃止を命じることが可能となるからである。その一方、民主的正当性に関して疑問符が付けられる ECJ の決定は、公的権力から個人の経済的自由を保護するという形で正当性を主張することになる(Maduro 1998: 1). つまり、国内規制の正当性を否定し、他方でその廃止を正当化することが、Art.30 の解釈と適用における主要な課題となった。

Art.30 の適用においてまず問題となるのは、「数量規制と同等の効果を持つ国内規制」の定義である。この定義が初めて明らかにされたのが Dassonville 事件であった。その先決裁定において「数量規制と同等の効果を持つ国内規制」は、「直接的にであれ間接的にであれ、実際にであれ潜在的にであれ、加盟国間の貿易を阻害しうる通商規制」とされた⁷⁾。対象となりうる国内規制は限りなく広大な範囲に及ぶが、翻して言えば、個人が行使しうる商品の移動の自由という権利が最大限に定義されたことになる。

個人の権利拡大は、権利を擁護する ECJ の決定に対する正当性付与だけでなく、その権限の実質的強化にも繋がる。既に述べたように、直接効果によって個人は条約が保障する権利を国内裁判所において主張できる。つまり Art.30 の対象範囲が広いことは、経済的利益に基づき国内の規制撤廃を望む個人の訴訟を促すことになる。訴訟の先決裁定が ECJ に持ち込まれれば、ECJ は自由貿易の障壁撤廃、すなわち経済統合を進展させることができる。それだけでなく、国内裁判所との先決裁定を通じた対話が促進されることで、共同

体内における法的序列、つまり共同体法の憲法的地位が再確認され続けることともなる(Maduro 1998: 25-30)。Art.30の幅広い定義は、権利を主張する個人を擁護することによって得られるECJの正当性、経済統合推進という大義名分、共同体法システムの強化という3つの利益を同時にECJにもたらすものであった⁸⁾。

次に問題となるのは、どのような国内規制であるならばArt.30の適用を免除されるのかという点、すなわちどのような基準で国内規制は正当化されうるかという問いである。言い換えるならば、国内規制の正当化はどのようにして否定されるかということになる。

制度化された基準としては、EC条約自体に免除規定が存在する。Art.36に列挙されている事項がそれに当たる。Art.30の適用に関し、このような免除規定との適合性が取り上げられた先決裁定として有名なものが、Cassis de Dijon事件である。この事件はドイツ⁹⁾における最低アルコール度数を定める規制を巡る裁判であった。当該規制が国内製品と輸入品の区別なく適用される無差別的適用措置であったため、抗弁によって正当化可能かが焦点となった。ドイツ政府は当該規制を、低度数のアルコール飲料の乱用を避けるためという公衆衛生保護、度数操作による税回避の予防、他加盟国の基準受け入れによる事実上の規制緩和競争回避という3つの観点から抗弁した。さらに数量規制に関する指令であるDirective 70/50/EECに規定されている、目的を達成するのに適切でありかつ通商に及ぼす影響が最小限であるという条件を満たしていると主張した。つまり、ドイツ政府のアルコール規制は、正当な目的達成のために適切な措置を執るものであると擁護したのである¹⁰⁾。

この抗弁に対するECJの先決裁定では、まず規制の目的は正当であると認められた。しかし、目的を達成するのに適切かつ最小限の影響という比例原則の基準に照らし合わせた場合、ドイツの当該規制は正当化できないと述べている¹¹⁾。共同体法の運用という観点から見て、Cassis de Dijon事件の意義はこの比例原則に基づく論法の導入にあった。一見すると、Dassonville事件を契機に拡大された対象範囲が狭められ、国内規制撤廃という目標から遠ざかったように思える。しかしながら、比例原則の導入によって国内規制の維持が可能になった点ではなく、基準を満たしたかどうかを判断するのがECJであるという点が重要である(Alter and Meunier-Aitsahalia 1994: 537-540)。つまり、明確な基準を提示することによってその判断の恣意性を否定しつつも、国内規制が正当化されるかどうかの判断は、実質的にECJに委ねられることがCassis de Dijon事件の帰結であった。

商品の移動の自由という権利を最大限に擁護すること、国内規制の正当化に対して比例原則という客観的基準を用いることを明確にしながらも自身の裁量性を確保したこと、Dassonville事件とCassis de Dijon事件という判例を通じて確立したこの2点が、経済統合推進におけるECJの正当性を裏付けることになる。個人の権利を政府介入から守り、規制に対する判断は、比例原則という法の一般原則適用により客観性を確保する。この客観的判断という手続きと権利擁護という大義名分を掲げることが、経済統合推進におけるECJの具体的な手法であった。

2.4 受託者としてのECJ

ここまでECJの権威が加盟国に受け入れられるようになった理由である制度上の利点と、「憲法化」によって得た権限をどのように行使して経済統合を進展させたのかを見てきた。

このような権限の獲得と役割を果たしてきた ECJ は、制度として捉えた場合、どのような位置付けを与えられるのだろうか。本節では本章の小括として、ECJ が欧州統合過程において果たしてきた役割から、その制度的特性を明らかにしたい。

従来の国際関係論では、ECJ のような国際組織と加盟国の関係性は、本人-代理人の関係として捉えられてきた。前述したコミットメント維持の必要性から国際組織への主権の移譲・共有が行われるが、代理人たる国際組織の自律性は、実際には本人たる加盟国の制御下にあるというのがその主張である(Moravcsik 1995: 621-623)。本稿でもコミットメント維持の必要性から主権の移譲が行われるという、集合行為問題の解決にむけた側面があることは否定しない。しかし、経済統合の進展において示したように、ECJ は実際の決定権を握り、加盟国に対して強制力を発揮することが可能であった。代理人の制御という点から見た場合、ECJ は本人-代理人論で想定される代理人という枠組みから外れているように思われる。

司法主導による欧州統合の進展、「法を通じた統合」の主張において、ECJ は代理人ではなく受託者として論じられている(Stone Sweet 2004: 14-30)。制度上、ECJ の決定を覆すには全会一致要件を満たす必要があることから、集合体としての加盟国が ECJ の活動を制御することは困難である。その一方で、国内司法を取り込むことによって、共同体法の拘束力は国内司法の命令と同等の効果を持つようになった。この共同体法システムの核となるのが、ローマ条約において既に定められていた ECJ の独占的先決裁定権である。直接付与された権利に基づき個人が起こす訴訟があり、条文の曖昧さが争点となる限り、先決裁定権による ECJ の介入は不可避である。仮にこのメカニズムを改変するとなると、集合行為問題が再燃してしまう。つまり条約の目的である共通市場設立と維持が困難になってしまう。こうした理由から、受託者としての ECJ は、本人-代理人論が代理人として想定するよりも大きな自律性を獲得し、加盟国からの制御はより弱いものとなる。結果として、一連の基本的目標達成を遵守する限り、信託者である加盟国によって受託者である ECJ への積極的な行動制限は行われない。これは ECJ が一定の制限内で自律性を確保することを意味する。

それでは、一定の制限とは何であるのか。ここで注目すべきは ECJ が実際に行使している権限、すなわち先決裁定権の本質である。ローマ条約において掲げられた共通市場の設立が、政治的には停滞に陥り、ECJ の司法権によってその実体を支えられていたことは上述した。政治的停滞とは、集合行為における合意形成の困難さ、政治的利害の不一致を意味する。こうした政治的障害を迂回するには、逆説的ではあるが、可能な限り非政治的な力であることが望ましい。したがって、ECJ に課される一定の制限とは、まず非政治的なこと、すなわち司法としての領域から逸脱しないことが求められる。「憲法化」の過程や経済統合推進に見られたように、ECJ の先決裁定はあくまで条約を根拠とするものであり、法の中立性に守られるものだった。つまり個人の権利の擁護や比例原則という法的論理を用いて基本的目標である共通市場設立に資する決定である限り、加盟国が ECJ の正当性に疑問を投げかけることは困難であった(Burley and Mattli 1993: 57-73)。言い換えるならば、ECJ が司法として統合推進に介入できる権力の源泉は、コミットメント維持のために尊重されなければならないという司法としての権威という盾、それと法理に拠って立つ

先決裁定という武器であったと言えよう。だが同時にこの源泉は、ECJ に課されている制限を示すものともなる。ECJ が自身の正当性、すなわち司法権という政治的干渉から守ってくれる盾を保持するためには、常に法理に基づいた決定をなさなければならないという制限である(Mattli and Slaughter 1998: 181)。

法理という非政治的論理への依拠は、比例原則に基づく論理構築といった制限だけを意味するのではない。客観的説得力を持たせ続けるためには、蓄積された判例との一貫性を保つ必要がある。法理という司法特有の論拠は、政治的色合いを ECJ の決定にもたらさないという利点を与える一方で、法理の一貫性、つまりは先例からの逸脱を避けなければならないという制約ともなる(Stone Sweet 2004: 32-35)。

「憲法化」を可能にした要素も考慮に入れると、受託機関としての ECJ に課せられた制約は次のようにまとめられる。第一に、共通市場設立・運営という条約の基本的目的から逸脱しないことである。信託された理由を覆してしまうことは、受託者としての存在意義を否定することになる。第二に、個人の権利を擁護するという姿勢を保つ必要がある。これは、共同体法の憲法性と実効性を支える国内司法機関との協力関係を維持するための必要条件である。最後に、その判断は法理に基づいた論理構成に依拠し、かつ先例との一貫性を可能な限り保たなければいけない。法の中立性の体现と非政治的論理による判断という条件を満たすことで、司法権という正当性、すなわち法の権威を主張できる。

「法を通じた統合」を主導する ECJ の持つ制約とは、「法を通じた統合」そのものへの制約でもある。本章では、経済統合において権利の擁護と法理への依拠という条件を満たしながら、ECJ が下した先決裁定を見てきた。次章では基本的目的である経済以外の領域、社会領域で ECJ がどのような形で共同体法の管轄を拡大してきたのかを見ていく。

III ECJ による社会領域への権限拡大

3.1 基本権としての男女同権

社会領域における統合には、経済領域と比べて明らかに不利な点が存在する。商品の移動の自由、労働者の移動の自由、資本の移動の自由、サービス提供の自由がローマ条約に権利として、それらに対する障壁撤廃義務と同時に明記されているのに比べ、社会政策に言及した条項は少ない。ローマ条約 248 条の中で 6 条という数の少なさに加えて、加盟国に義務を課していると思わせるのは 1 条のみという質の点でも、経済領域との差異が明白である。

その義務とは、Art.119EEC において定められている男女同一労働同一賃金の原則である。しかし、この条文は 20 年近くの間履行されないままであり、欧州委員会が指令を制定し、履行するよう警告を出してから、加盟国の対応は遅々たるものであった¹²⁾。その理由は、条項自体が政治的妥協の下に導入されたものであり、条約の基本的目的とは捉えられていなかったことにある(Hantrais 2007: 2-3; Ostner and Lewis 1995: 162)。

条項としての拘束力の弱さ、同一労働同一賃金の原則から具体的に生じる義務の不明瞭さなどから、経済領域における司法権の行使のような決定を下すことは難しいと予測される。本節ではまず、この条項が先決裁定で焦点になった時、どのような論理でどのように

扱われたかを見ていく。

男女同一賃金が実際に争点になったのは、Defrenne II 事件における先決裁定である。男女間における賃金体系の格差が共同体法に反しているという訴えは、その差別的待遇が明らかことから、主に男女同一賃金原則の法的効力が争点となり、ECJ に付託されることとなった。加盟国から提出された意見では、当該条項が直接効果を持つための条件である「明確かつ無条件」のうち、明確性を伴っていないことから、国内裁判所での訴訟を起こすことができないと主張された。これに付随して、男女同一労働同一賃金の「原則」(principle)という語が一般的な概念を示すものでしかなく、加盟国が果たすべき義務を明確に規定しているとは解釈できないとの主張もなされた。

これに対する ECJ の先決裁定は、まず Art.119 の目的が、男女同一賃金を実施している加盟国の企業が競争上不利にならないようにという経済的目的と、社会的進歩のためという社会的目的との両者を併せ持つことを指摘している¹³⁾。さらに、ローマ条約内での「原則」という言葉の使用例からは、単なる曖昧な宣言という解釈はできないとした。最後に、加盟国を名宛人とした義務規定は個人に権利が付与されることを妨げないと明言し、条項の文言は男女同一労働同一賃金という結果を達成しなければいけない強行規定として義務を課すものであると告げ、直接効果の条件を満たすと判断した¹⁴⁾。この先決裁定の中で、ECJ は男女同権が基本権の内に含まれるとも示唆している(中村・須網 2010: 48-49)。この点は、後の裁定で明言されることになった¹⁵⁾。

Defrenne II 事件の先決裁定によって、共通市場の機能とは間接的關係しかもたない社会的規範への ECJ の権限拡大が始まったのであるが、裁定内容を詳しく見てみると、先に述べた制約内に留まっていることが分かる。まず Art.119 が EC 条約における社会政策領域下に分類されているにも関わらず、社会的目的と同時に経済目的を併せ持っていることを指摘することで、共通市場にとって必要であると論じている。確かに本条項の導入の際、既に男女同一労働同一賃金を導入していた加盟国が自国の競争上の不利を主張していた。しかしながら、条文を解釈する際に条約制定時の意図を尊重するという方法は、先述の Van Gend en Loos 事件における裁定では用いられていない。むしろ、そのような意図はなかったと主張する加盟国に対し、条文からの厳密な解釈を盾にした裁定を下している。一方で条約制定者の意図を尊重し、他方で無視するという一見矛盾した論理の使い分けであるが、後述するように条文に基づく解釈という点が一貫していることから、この裁定では制定者の意図を重視したというよりは、条項が果たす機能を強調するために制度設計時の経緯が持ち出されたとみるべきである。つまり、実際に共通市場に対して障壁となるかより、条約の経済的目的との合致を主張することが目的であったと考えられる。これは、社会的目的だけでは正当化が不十分であると捉えられていたことを意味する。

次に権利の擁護という点については、男女同権を共同体法が守るべき権利としたことで果たされた。司法としての体裁に関しても、具体的な義務規定がないにせよ、EC 条約が生活水準の向上などの社会的目的を取り上げていることに触れ、条文に基づく解釈という一貫性を保持している。また裁定効果の不遡及を決定する際、賃金格差是正に伴う経済的影響を考慮しつつも、そのために法の公平さを損なうことを危惧する一方、欧州委員会が不履行への積極的な対処を行わなかったことや加盟国の不適切な行動によって誤った印象を

与えていたという、保護されるべき権利に関して誤解させていた可能性を強調している¹⁶⁾。つまり、この不遡及の決定が言わんとしているところは、経済的理由ではなく、法的配慮に基づいた決定であるという意思表示である。司法としての観点を重要視するという立場は、以降の判例において経済的影響だけでは不遡及を認めないという形で継続されている(中村・須網 2010: 50-51)。

受託者としての制約を越えることなく、男女同権を基本権として定義し、加盟国が擁護する義務のある共同体法における権利へと昇格させたのであるが、それを可能ならしめた ECJ の能力とは何であろうか。ここまで見てきた Defrenne II 事件や経済統合における ECJ の先決裁定において際立っているのは、EC 条約において与えられている特権、すなわち独占的解釈権の活用である。つまり、ECJ の解釈における裁量性の広さが、欧州統合に大きな影響を及ぼしている。例えば、Dassonville 事件において「数量規制と同等の効果を持つ措置」の定義が示されてはいるが、何故そう解釈されたのかは必ずしも明確ではない(Maduro 1998: 20-21)。同様に、Defrenne II 事件において、Art.119 が強行規定と文言から解釈できるという部分も、根拠を明示しているとは言い難い。既に触れた Van Gend en Loos 事件における条文の字句からの解釈による裁定と、Costa 事件において指摘されている原文解釈からの乖離をも考慮に入れると(Craig and de Búrca 2008: 344-346)、ECJ の先決裁定はより目的論的であるといえる。すなわち、ECJ は法的論理に基づいていなければならないという受託者としての制約を守りながらも、解釈における裁量性を利用することで特定の目的に資している。「法を通じた統合」においては、この目的とは共同体法がカバーする権限を拡大することであり、結果として欧州を法の支配に貫徹された共同体として統合することにあると考えられる。

3.2 解釈を通じた権限拡大

本節では、前節で明らかにした解釈における裁量性を用いて、ECJ がどのように社会領域における権限を拡大していったのかを分析する。男女同権が基本権として共同体法の保護対象となったことは既に述べた。しかし Art.119 の条文にはまだ曖昧な、言い換えるならば ECJ の介入する余地が残されていた。条文には賃金の定義が記されていたのだが、それは「直接的にであれ間接的にであれ、現金であれ現物であれ、雇用によって生じる使用者から被雇用者への報酬」という定義であった。報酬に関するこの定義が、制度設計時には予期されていなかった政治的帰結をもたらすことになる(Stone Sweet 2004: 149-152)。しかし、まずは結果的差別に関する判例から始めることにしたい。Dassonville 事件でも見られたように、直接的差別のみならず間接的差別にまで対象が拡大された点を押さえておくことが重要であると考えられるが故である。

「差別」の定義に関する解釈の拡大が観察できるのは、Jenkins 事件においてである。ここでいう間接的差別とは、基準そのものは男女の区別を用いていないものの、実際の運用において差別的効果を持っているものである。Jenkins 事件においては、フルタイムとパートタイムという雇用形態での時間給の差異が、男女差別に相当するかどうか争われた。当該事件ではパートタイム労働者が事実上女性によって占められていることから、雇用形態を隠れ蓑にした男女差別ではないかと訴えられたのである。

この件に対する先決裁定では、ECJ は男女差別に該当するかどうかの判断を国内裁判所に委ね、自身の裁定を明らかにしていない。しかし判断枠組みとして、雇用形態の違いから生じる給与差そのものは男女差別に当たらないとしながらも、女性がフルタイムで働くために困難を経験しなければならないならば、間接的な差別であり、共同体法違反であるとの判断を示している¹⁷⁾。裁定の適用までは断じなかったものの、基準が持ちうる実効的差別、つまりは間接的差別も Art.119 の適用範囲に入るとの判断を示したと言える(Stone Sweet 2004: 159-160)。また、Cassis de Dijon 事件における正当化基準と同様に、問題となる差異が「客観的に経済的な見地」から正当化される必要があると示唆している¹⁸⁾。

報酬の定義が焦点となったのは、続く Bilka 事件である。企業付加年金に関する問題であったが、同時に Jenkins 事件同様、パートタイムにおける女性労働者という雇用形態から生じる差異も焦点となった。使用者側は経済的見地、すなわちフルタイム労働者に対する副次的コストがパートタイムよりも低く、さらに勤務時間の制限もないことから、年金制度において優遇されるとし、実際の年金支払い額では男女差別が確認できないという統計情報を提示して抗弁した¹⁹⁾。また、年金に関する争点は報酬に含まれないとの先例を引用した意見書が、英国政府によって提出されている²⁰⁾。

ECJ は、先例における年金とは法定によって直接導入されている年金であり、本件では法律に従う形での導入ではあるが、雇用契約によって取り決められ、使用者負担が含まれることから、Art.119 における報酬に当たると判断している²¹⁾。正当化に関しては、Jenkins 事件同様、国内裁判所の判断に委ねているが、雇用形態による差異が経済的目的のために必要でありかつ適切であるかという基準、すなわち比例原則に照らし合わせた審議が必要であると言及した²²⁾。解釈によって共同体法の及ぶ領域を拡大したことと、その適用基準を法理に基づいた形式で明確化したこと、これらが Bilka 事件によって欧州統合過程にもたらされた意義であると言えよう(Stone Sweet 2004: 160-162)。

続く Rinner-Kühn 事件においても、Bilka 事件で確立されたアプローチが引き継がれている。この事件では、雇用制度設計時の意図ではなく、実際に及ぼす効果によって差別を定義することに対し、法務官が警鐘を鳴らしている²³⁾。それにも関わらず、先決裁定では報酬の定義拡大、この場合は疾病手当への適用と比例原則による正当化の必要性を述べている。これによって Art.119 の適用範囲は広がり、比例原則による正当化がなされない限り事実上あらゆる社会政策を適用対象にできるようになった(Stone Sweet 2004: 162-164)。さらに Danfoss 事件では、差別の証明義務が使用者にあることを示している。この事件では、Directive 75/117/EEC の男女賃金同一原則遵守を監視する手段の提供義務に関連し、賃金決定システムが被雇用者には不透明であり、被雇用者による監視が困難なことから、差別が存在しないことを使用者が証明しなければならないとした²⁴⁾。

これら一連の裁定からは、経済領域で見られたのと同様に守るべき権利の範囲を出来るだけ広く設定し、権利への侵害を正当化する基準を示すという司法的手続きが構築されている。つまり、擁護されるべき基本権の領域を解釈によって拡大することで、共同体法が実効的に介入できる範囲をも広げている。これを正当化しているのが司法権という体裁を維持する法的手続きである。社会領域における「法を通じた統合」が、本質的に経済面と同じ形式で進められていることが確認できよう。

しかしながら、両領域における ECJ のアプローチが同一であっても、領域そのものの差異によってその帰結に影響がでている。次節では Barber 事件における先決裁定とそれに対する政治面からの対応を分析することで、制度面から生じる社会領域での特質を論じる。

3.3 政治からの対応

Barber 事件において争点となったのは、退職手当と年金であった。退職手当が報酬であるかについては、使用者負担制であったことから、Bilka 事件と同様に報酬として解釈された。公的年金と差し替える形で導入された企業年金も、雇用契約に含まれることから報酬と認定された。大きな影響を及ぼしたのは、年金における支給開始年齢の男女差である。公的年金を参考にして企業年金に導入されていた男女別の支給開始年齢が、性差別的であるとして Art.119 の適用対象になるかどうかの先決裁定を求められたのである。

この判断は、共同体法の法的整合性にも関係している。Bilka 事件以後に成立した Directive 86/378/EEC、労働者の社会保障に関する指令では、支給開始年齢における平等化に猶予が与えられており、英国は、男女間での支給開始年齢の差異は共同体法に違反していないと主張している²⁵⁾。欧州委員会はこの点に関し、Bilka 事件における先決裁定からの後退を意味しかねず、また指令によって Art.119 が改定されたかのように受け取られかねないと懸念を表明している²⁶⁾。最終的に ECJ は、国内法に拠るものであっても、男女間に生じる報酬の差は Art.119 に反すると判断している²⁷⁾。この裁定によって、二次法である指令よりも EC 条約が優先されるという示唆が、意見書での見解の比較からまず読み取れる。同時に、国内法に準拠する私的年金制度に対しても EC 条約の拘束力が及ぶことが確認されたことから、あらゆる私的年金も Art.119 の介入を受ける可能性があることが示されたのである(Stone Sweet 2004: 171-172)。

この先決裁定では年金支給に関わる問題であることから、Defrenne II 事件同様、大きな経済的影響があると予測されたため、裁定効果の不遡及が決定されている²⁸⁾。ところが不遡及を述べた判決文に、さらなる解釈の余地が存在していた。この問題に対して、加盟国は自分たちに好ましい解釈を固定させるため、バーバー議定書と呼ばれる付属議定書をマーストリヒト条約に取り入れている(Stone Sweet 2004: 173-175)。また同改定において社会保障に関する指令を全会一致によって制定すると定めたことも、権限を明確化することによって司法が介入する余地を無くするという試みの一環と考えられる。これらの政治的決定は、条約を根拠とする司法権である限り、条約の改定による先決裁定への影響は避けられないことを明らかにするものである。

こうした司法による決定に対する政治面からの介入という可能性に関して、本章冒頭で論じた法源の弱さが焦点となる。基本権としての地位を獲得した Art.119 であっても、ここまでの判例で度々触れてきたように、二次法の解釈が問題となる。つまり権利を定めているものの、どのような形で守られるべきかという詳細が欠けているため、加盟国が果たすべき義務を明確にする二次法が必要とされる。二次法の根拠とされているのが Art.100・235EEC という、対象事項に関する制限の低い条項であったことから、社会領域における統合促進のための法的根拠が弱かったことが伺える(原田 2015: 79-83)。

注意すべきことは、法的脆弱性から ECJ の決定が絶対的であるとは言えないとしても、

他方で、そのことは、ECJ の決定が結局は政治的決定に従属するものであることを意味しないことである。言い換えると、加盟国による無視や無効化の可能性が ECJ の決定を左右するという想定は (Carrubba *et al*/2008: 436-439; Garrett 1995: 171-174)、ECJ がもつ法的権威の特質を軽視しすぎている。これまで見てきたように、「憲法化」や社会領域における権限拡大は、加盟国に反対されこそすれ、積極的に支持されてきたわけではない。しかし、個々の先決裁定に対して二次法制定による改変が行われてはいるものの、ECJ の司法という確立された権威そのものへの挑戦が行われたわけではない。よって考えられるのは、法理に基づいた決定という武器と盾を無効化できない加盟国が対応を迫られ、政策決定を通じてその影響を制限、稀な場合には無効化するという相互作用が社会領域において顕著であるということである (Martinsen 2015: 1623-1626)。

このように社会領域においては二次法制定の必要性が高いため、最終的帰結に政治的判断が介入する可能性が経済領域に比べて高いと考えられる。しかし本章で見てきたとおり、ECJ は解釈によって男女同権を基本権として確立し、基本権に関するさらなる訴訟とそれに対する先決裁定という正のフィードバック効果によって、共同体法の社会領域における権限を拡大してきた。政治という外部からの介入を受けるという点は、このような制度的発展を推進する ECJ の自律性を否定するものではない。両領域で同様の形式を用いることから確認できるように、権利の擁護という目的に基づき法理への準拠から下される司法の自律的決定が統合の深化、すなわち「法を通じた統合」のメカニズムの原動力である。政治という外部からの制約も、このメカニズムそのものを阻害するものではない。

ここまで経済と社会の2つの領域で、権利の擁護と拡大が行われたことを見てきた。それでは経済と社会という異なる領域で保護されてきた権利が対立関係に陥った場合、ECJ はどのような対応をとったのか。次章では、この点を分析することで、「法を通じた統合」に内在する問題について論ずる。

IV 経済的権利と社会的権利の対立

4.1 対立する権利に対する判例

経済的自由と社会的権利が対立する場合、どのような裁定が下されるのであろうか。ここで思い出しておくべきなのは、前章で指摘した EC 条約における社会政策関連条項の質量的な乏しさである。ここから、経済的権利と社会的権利が対立した場合は、経済的権利が優先されるのではないかと推測される。本章ではこの推測に反した例である、社会的権利が優先された判例を分析することから始めたい。この分析を通じて、社会的権利を擁護するために特別な論理が用いられたのではないこと、その論理は、これまで分析してきた判例に適用されたものと違いがないことを明らかにしたい。そうした目的から、以下の本稿では Schmidberger 事件に関する判例を取り上げる。この判例は、基本権保護を理由に移動の自由への制約が認められた初めてのケースであり(中村・須網 2010: 206)、共同体法体系が先例を重視するという特徴を持つことからして、考察すべき判例である。

Schmidberger 事件で問題となったのは、言論・集会の自由という基本権と商品の移動の自由である。オーストリアでの環境保護団体による道路封鎖が、ドイツ・イタリア間の輸

送を担う企業によって共同体法違反を事由に訴訟の対象とされたことが、そのきっかけとなった。注意が必要なのは、共同体法違反で訴えられたのは環境保護団体ではなく、オーストリア政府、つまり加盟国であった点である。商品の移動の自由を保護しなければならないという義務を果たさなかったことが、Art.30の「数量規制と同等の効果」をもたらし、そのことが怠慢として過失に当たるのか、もしそれに当たるとするならば、その過失は基本権の擁護という事由によって正当化できるのかが争点となった。

一つ目の問いに対し、ECJはまず加盟国は移動の自由を侵害してはならないだけでなく、積極的に保護しなければならない義務を負うとし²⁹⁾、移動の自由に対する侵害があったと判断した。二つ目の争点に関して、ECJは集会の目的が本件の司法的判断には無関係であると論じることから始めている³⁰⁾。その上で基本権の尊重は共同体法においても守られるべき原則であるとしながらも³¹⁾、移動の自由への制約はEC条約に定められた事由に限られること、集会・言論の自由は欧州人権条約においても絶対的権利ではなく制約があることを指摘し、比例原則に照らし合わせる必要があると論じた³²⁾。つまり移動の自由への侵害が正当な目的に基づいたものなのかどうか、次にその目的達成に適切な手段であったかどうかという比例原則に基づいた審議を行うという手法を取っている。このことから経済的権利・社会的権利が各々の領域で拡大してきた時と同様のアプローチ、比例原則適用による客観的正当化が行われたことが確認できる³³⁾。

この場合の手段の適切性は、加盟国が当該集団活動を禁止しなかった事由に関して問われた。ECJは、適切な法的手続きを取っていたこと、抗議活動の規模が限定されていたこと、抗議が社会的関心を目的とし通商妨害を目的としていなかったこと、公的機関が取りうる措置を全て講じることによって混乱を最小限に留めていたこと、可能な手段を全て講じた結果として、活動を禁止していた場合の混乱より小さな侵害であったことを挙げて、必要かつ被害を最小限に留めた適切な手段であったと判断している³⁴⁾。強調しておかなければならないのは、最後の2点において確認された「自由移動にとってより制限的でない他の手段が存在していたか」という点である(中村・須網 2010: 207-208)。比例原則における2つの基準、目的の正当性と手段の適切さを量る上で、ECJが適切と認める要件として提示したのが、この「最後の手段であったか」という点であった。

この判例から、経済的権利と社会的権利の対立であっても、法理への依拠を示すための比例原則適用という点が一貫していることが分かる。このことはまた、類似の権利対立に関する決定に比例原則を適用し、それを根拠としなければならないという先例となったことをも意味する。次節ではこれらのことを踏まえて、共同体における社会的権利に大きな影響を与えたとされるLaval Quartet(網谷 2011: 132-139)、特に先行してほぼ同時期に先決裁定が下されたViking事件とLaval事件を中心に、ECJの先決裁定がどのような結果をもたらしたか、また、その先決裁定が下された背景について考察していく。

4.2 法理の一貫性とその帰結

Viking事件では会社設立の自由が、Laval事件ではサービス提供の自由が、労働者の団体行動権、とりわけストライキ権と対立関係にあった。両方においてSchmidberger事件同様、団体行動権は移動の自由を制約する正当な事由となりうる基本権であると認められた

が、その行使には制限があるとされ³⁵⁾、比例原則に基づく審議が必要であるとされた。

次に焦点となるのは、果たして労働組合が共同体法の直接効果の対象となりうるのかという点である。Schmidberger 事件とは異なり、これらの事件で直接争われたのは加盟国の対応や規制ではなく、労働組合の争議行為そのものとなっている。そもそも労働組合という私人に共同体法が直接効力を有するののかということが問題になったが、これについても先例に基づき(Barnard 2008: 470-472; cf. 中村・須網 2010: 231)、国内法から直接生じる効果でなくとも、同等の影響を及ぼしうる組織的・団体的行動もまた、移動の自由への障壁となりうるとの理由から、直接効果の対象になりうるとしている³⁶⁾。つまり労働組合はその共通市場への影響力という点で加盟国と同等の扱いを受けることになるが、こうした扱いは後述する正当化基準と相まって、問題を生じさせる原因となった。

こうして共同体法の管轄下に入ることが確認されたのち、事実に関する判断、経済的自由への侵害が認められるかなどが次に争われた。まず Viking 事件では、既に打ち立てられていた原則に基づき(Barnard 2008: 474; cf. 山本 2013a: 96-98)、市場への参入を阻害している点で労働組合による抗議活動は経済的自由に対する侵害であると認定された³⁷⁾。続く比例原則に基づく審議において、ECJ は共同体の目的に経済的目的だけでなく社会的目的も含まれていることを付記し、労働者保護が正当な目的たりうると判断している³⁸⁾。しかし、その正当な目的によって経済的自由への侵害が正当化されるには、当該労働者の職や労働条件が悪化するか深刻な危機にさらされていることと、必要最小限の手段であること、この2つの条件が満たされなければならないと示した。Viking 事件における必要最小限とは、集団交渉を成功させるために経済的自由への制約がより低い方法がなかったかどうか、かつ他のあらゆる手段を講じた上でのストライキであったかどうかを意味した³⁹⁾。

ストライキが最後の手段であるべきとする見解は、労働運動に大きな制限をもたらしかねないものであった。法理としては、Schmidberger 事件における判断と同じであり、司法の一貫性を保つものである。しかし実際に及ぼしうる影響として、労働組合がストライキに踏み切る決断を下しにくくなる要因があった。すなわち、労働組合はどのようにして他の手段が尽きたかを見極められるのかという問題である(Barnard 2008: 489)。例えば使用者が集団交渉に応じている限り、ストライキ権を発動することは違法と見做される可能性が高い。逆に使用者側から見てみれば、他の可能性があることを提示するだけで裁判所からの差し止め命令を得ることや、訴訟に持ち込むことが容易になる。Viking 事件の法務官が、労働者は企業や資本より移動の自由が低いという事実を考慮すれば、労働団体権は移動の自由行使によって労働コストを下げようとする企業活動への適切な対抗手段である、と指摘していた事と併せ考えると⁴⁰⁾、この正当化基準は使用者に寛容であると言える。権利という観点から言い換えれば「労働基本権を認めたとはいえ、それは EU の移動の自由ほど基本的ではない」という実際上の序列関係を示唆したことになる(濱口 2012: 47; cf. 山本 2015: 301-305)。

Laval 事件における比例原則の適用は、より複雑な手順を踏むことになった。ストライキが労働者を派遣する企業への労使協約基準適用を目的としていたことから、派遣労働者に関する指令である Directive 96/71/EC(Posted Workers Directive: PWD)の解釈が焦点となったためである。

前述した通り、労働組合は加盟国と同様に経済的自由を侵害する力を持つ組織として、共同体法の直接的対象となる。しかし、労使協約を正当化する際、労使協約は国内法と同等とは見做されない。この違いが問題となるのは、PWD の Art.3(10)において、Art.3(1)に定められる事項以外でも、共同体法を遵守する限り、公共の利益のために制定された「国内法」の派遣企業への適用を認めると定められていることに起因する。この条項に基づけば、労働組合は公的機関ではないことから、公益性を根拠にして共同体法における労使協約の合法性を主張できない⁴¹⁾。つまり、労働組合は労使協約の影響から加盟国と同等の義務を課される対象と見做されるが、労使協約を公共「政策」として正当化できないことになる。同条項はまた、労使協約を公的規制とみなす国内法制定という可能性を提供していたが、本件においては加盟国であるスウェーデンがそのような法律を制定していなかったため、この条項は適用できなかった(Barnard 2008: 474-477)。PWD の条文に基づく判断によって、まず、当該ストライキは共同体法への依拠が主張できないとされた。よって、経済的自由に対する侵害は、比例原則に則って判断されることになる。

比例原則審査においては、ストライキという行為の適切性を測る基準として PWD が持ち出された。しかし、この PWD の解釈において、ECJ はさらなる論議を呼ぶことになる判断を下している。PWD の Art.3(7)において、「第1項から第6項は、労働者にとってより有利な労働条件の適用を妨げない」と定められている。従来、この条文によって PWD は労働条件の最低基準を提供していると考えられてきた。つまり派遣労働者送り出し国と受け入れ国の基準のうち、より高いものが適用されるという「労働者保護の下限」を示すものとして受け取られていた。しかし Laval 事件の先決裁定で ECJ が明らかにしたのは、Art.3(1)に挙げられている事項「のみ」に受け入れ国の基準が適用されるという解釈であった⁴²⁾。この解釈が意味するところは、PWD が「労働者保護の下限」ではなく、事実上の上限を意味するということである(Barnard 2008: 475)。すなわち、Art.3(1)の事項においてはより高い基準が自動的に適用され、「さらに」その他の事項においても高い基準適用が可能であるという「労働者保護の最低基準」を提供しているのではなく、Art.3(1)の事項「のみ」により高い基準が適用されなければならないという受け入れ国の基準適用範囲の限定を意味しているとされた。この限定された範囲は同時に、比例原則における正当化の基準ともなる。つまり、Art.3(1)に列举されている事項以上の要求を提示することは、過度に経済的自由を侵害していると見做される。この点においてサービス提供の自由を偏重した基準と言える(黒岩 2010: 23-24)。この基準によって、ECJ は社会的目的、特に反ソーシャル・ダンプینگが正当な理由となりうるとの見解を示しながらも⁴³⁾、ストライキによる要求が「適切な範囲」、すなわち Art.3(1)に列举されている事項を超えているとして、ストライキによって生じる経済的自由への侵害を正当化できないと判断している⁴⁴⁾。

このようにして Viking 事件と Laval 事件は、結果として基本的権利に制限を課した。この制限をもたらすことになったのは、Viking 事件においては「最後の手段」を基準とする比例原則の適用であり、Laval 事件では PWD の解釈に基づいた比例原則の適用であった。既に述べたように、比例原則は ECJ が司法としての権威を保つために採らなければならない法的手続きである。だが取り扱ってきた判例で観察されるように、ECJ は法的手続きという条件を満たしながらも、条文に存在する解釈の余地によって裁量を振るってきた。し

かもこれらの先決裁定では、共同体の社会的側面が強調されている。ではなぜこれらの先決裁定で、特に *Laval* 事件の PWD 解釈において、ECJ は社会的権利に好意的な解釈をしなかったのだろうか。

これは ECJ に内在する制約が PWD の解釈に影響したという点に因るところが大きいと言える。この制約とは、条約の基本的目的から逸脱してはならないという制約である。これまでの社会的権利拡大では、社会的目的だけでなく経済的目的にも資するという論理が構築されていた。しかし、権利が対立する場合、こうした目的の二重性が問題となってくる。この目的の二重性の問題点に関連して、PWD は、サービス提供の自由を阻害しうることから共同体の越権行為であるとの批判にさらされていた(Barnard 2008: 478-479)。つまり、サービス提供の自由を促進するために PWD を制定したという法的整合性を示す必要性が、ECJ にはあったと考えられる。

だがこれだけでは *Schmidberger* 事件との違いが生まれた理由を説明するには不十分である。そこで考えられるのは、労働組合の権利を制限する動機があったという点である。労働組合活動は労働者保護を目的に掲げながらも、実際には保護政策や通商妨害と同等の効果を及ぼす可能性がある。この点を考慮すると、ECJ が不遡及効果を定める時の姿勢からも読み取れる、経済的理由のみで決定することはないという法の中立性との抵触が考えられる。すなわち経済的理由によって移動の自由への侵害を正当化することはできないという、ECJ の蓄積された判例を貫く原則が、労働組合活動によって無効化されかねないという危険性である(Barnard 2008: 490-491)。

このように *Viking* 事件における「最後の手段」という基準や一見特異に思える *Laval* 事件での PWD 解釈にも、ECJ が司法であるが故に払わなければならない法理への配慮が存在していたことが分かる。これは ECJ がその司法的正当性による権威を保つために必要なことでもある。しかしその結果として、団体行動権に制限が課せられ、社会的権利が経済的権利よりも下位に位置づけられるとの疑念までも生んでしまっている。このような帰結をもたらした法理の一貫性遵守という ECJ への制約が示唆するものとは何であろうか。

4.3 「法を通じた統合」の限界

「法を通じた統合」においては ECJ が重要な役割を果たすが、その力が決して無制限なものではないことはすでに論じた。*Viking* 事件と *Laval* 事件における判決にも、ECJ の権力の源泉から生じる制約の一つである法理の一貫性が重視されていたことは明らかである。しかしその結果として社会的権利、とりわけ団体行動権の行使に制限が課されてしまった。この権利は、法務官も示唆したように⁴⁵⁾、社会的影響のみならずスウェーデンの政治経済モデルにも影響を及ぼすものであった。基本権として尊重されるが、その行使には制約が課されるという ECJ の提示した論理が、経済的自由の下位に置かれる社会的権利という現実、つまり基本権としての存在は否定されないが、実際に行使できない名目上の権利となる可能性を受け入れさせるかは甚だ疑わしい。事実上制限された基本権というこの認識は、ECJ が抱える別の必要性との矛盾を提起しかねない。すなわち、共同体法の実効性と遵守監視を確実にするためには国内裁判所との連携を必要とし、その連携を保持するためには権利の擁護者であらねばならないという点との対立である。

またこの矛盾が表面化する可能性は、スウェーデンだけに限られるものではない。PWDで提示された労働者保護の上限設定と資本の移動の自由という経済的権利の組み合わせは、共通市場全域に問題を起こしうる。すなわち、支社設立と派遣労働を組み合わせることで企業には安価な労働力とサービス市場へのアクセスが保障されるのに対し、派遣受け入れ先国内労働者が頼れる国内規制は、ECJによって違憲と判断されかねない(Deakin 2008: 587-593)。まさに「底辺への競争」が労働者保護において発生する可能性が考えられる。重要なのはこの可能性を支えているのが共同体法、ECJによる先決裁定であるという点である。ここでもまた、ECJは自身の正当性保持のために守らなければならない制約が互いに背反するという矛盾を露呈することになる。つまり、経済的自由擁護によって共通市場の設立と維持という基本的目的を遵守しなければならないという制約と、基本権の擁護によって国内司法との協力体制を維持しなければならないという制約間の二律背反である。経済的自由を擁護すれば、「底辺への競争」によって既存の労働者の権利が損なわれかねない。かといって、労働者の権利を尊重すれば、経済的自由を制限しかねず、共通市場の機能に支障をきたす。前者は、加盟国内司法との対立を招き、結果として共同体法の監視システムの破綻へとつながる。後者は、加盟国政府から信託された目的の放棄を意味し、加盟国がECJの決定に従う動機を失わせる。どちらか一方の制約のみを守ることでは、共同体法による秩序が維持できない。両方を同時に守り続けることが、共同体法の憲法性とECJが事実上の憲法裁判所であることを可能にするのである。

これらの制約間の矛盾を引き起こしたのもまた法理の一貫性と先例への準拠という制約であったことを考え合わせると、ECJは司法権としての正当性を保障してくれる権力の源泉を守ろうとしたことによって、結果的に自己矛盾を引き起こしたと言える。これこそがECJに牽引される「法を通じた統合」における限界である。

この限界の原因となるものは何であろうか。手掛かりとなるのは社会領域における共同体法の権限拡大で用いられた二重の目的という、今となってはレトリックと思われる論理である。事実上、経済的自由の方が優先されるということは、欧州統合制度そのものの基本的目的が経済統合であるということを再確認させる。とはいえ国内司法との連携に必要な基本的権利の擁護という制約から、Viking事件とLaval事件においても共同体は社会的目的を併せ持っているということを強調せざるを得なかった。それでも結果的に経済統合が優先されるという事実は、ECJの司法権力であっても条約によって課される基本的目的という制度的制約を克服することはできないという事実でもある。

このECJの持つ限界という点に関して、確かに「法を通じた統合」によって欧州統合制度が解決すべき矛盾を探り当てたとも言える。矛盾を解決する過程で、政治統合へと進展する可能性は否定できない。だがその過程はECJの盾と武器によって、つまり司法権という政治的中立性と法理に基づく決定によってなされるとは考えがたい。何故ならば、まず、政治統合へと波及するのは、法理に基づく決定による基本権への制限が国内司法の擁護する基本権と衝突し、かといって基本権を擁護すれば経済統合の根本である経済的自由を制限しなければならないという矛盾が存在するからである。次に、この矛盾の解決には制度の根本的改変が求められる。すなわち、経済統合に必要な不可欠な経済的自由を基本権より尊重される最高規範とし続けるか、あるいは欧州レベルで基本権を擁護する制度へと舵を

切るかという欧州統合の基本的目的の再考が必要とされる。しかし、この基本的目的の再設定は、ECJが迂回可能としてきた政治的決定によってのみ可能であり、ECJの権限では条約を解釈はできても改定はできない。ECJは統合推進の原動力として機能しても、統合の方針転換には政治による決断が必要なのである。

全会一致による政治的決断の困難さから司法としての特性が必要とされ、またその困難さが故に司法制度としての権威を獲得したECJは、皮肉にもその能力の限界を露呈し、改めて制度改変の必要性を共同体に突きつけることになった。根本的解決ではなく微調整によって解決しようという試みが失敗していることから⁴⁶⁾、この矛盾の解決に関する合意形成の政治的困難さが伺える。だが、欧州統合の継続を前提とするならば、この問題はECJの権限縮小によってその決定の影響を限定する形ではなく、欧州統合に必要なECJの正当性が危機に陥るのを回避する形で解決されなければならない。法を通じた統合の危機は、法によっては解決されないのである。

V おわりに

本稿では、欧州統合において大きな役割を果たしてきたECJの機能とその権力の基盤を論じてきた。第2章では共同体法が憲法と同等視されるようになり、ECJが憲法裁判所と類似した権限を得た理由が、多国間合意として形成された欧州統合制度そのものにあることを示し、結果としてその権限が経済統合推進に果たしてきた役割を分析した。この分析を通じて、司法的判断という形式を維持することが政治的中立性と法理に基づく根拠という盾と武器をECJに与えたこと、そのことが政治的対立を迂回しつつ統合を推進するという「法を通じた統合」モデルを可能にしたことを明らかにした。しかし、これらの長所は同時に制約ともなることを指摘し、その制約をEC条約の基本的目的遵守・権利の擁護による国内司法との連携維持の必要性・法理の一貫性として提示した。

第3章では、ECJが社会領域においても同様な手法で共同体法の権限を拡大しつつも、経済領域とは異なる点が見られることを確認した。すなわち、二重の目的という論理の導入と政策決定過程との相互作用の可能性である。しかしそのような脆弱性を持ちつつも、司法による決定という形で統合を前進させることを論じた。ここで試みたのは、ECJが外部からの制約に左右されることなく、受託者として統合を牽引する過程の分析であり、「法を通じた統合」の検証でもある。

しかし、第4章では外的要因ではなく内的要因から、ECJの機能に限界が存在することを示した。経済的権利と社会的権利が対立したViking事件とLaval事件において、法理への依拠を守った結果、他の二つの制約により要求される、経済的自由の擁護と基本権の擁護との間に矛盾が生じること、この矛盾が法理の一貫性重視の結果として生じていることから、三つの制約が背反関係になりうることを論じた。このことによってECJの正当性と共同体法システムが危機に陥る事から、ECJによる司法の論理が経済統合から政治統合への波及を生み出すのではないことを指摘した。

本稿ではECJにおける法理がどのように構築されたのかという法学的アプローチではなく、ECJという制度が統合過程においてどのように法理を用いてきたかというアプローチ

を取っている。このアプローチによって、法理への依拠に基づく司法的権威が統合に果たしてきた役割、つまり「法を通じた統合」がどのようになされてきたか、その特性とその方法による限界を分析してきた。本稿で明らかにしたことは、「法を通じた統合」、すなわち ECJ が「憲法化」や権限の拡大という制度的発展を遂げながら、欧州統合において重要な役割を果たしてきたことは事実であるが、その機能にも限界が存在し、その限界が統合過程に多大な影響を及ぼすということである。

第3章第3節で示唆したように、欧州統合過程そのものを分析する場合、ECJ といった単一のアクターだけに焦点を当てることは十分ではない。多国間合意によって形成された制度の自律性と加盟国の政治的決定の相互作用こそが欧州統合過程の分析において肝要であると考えられるが、これは今後の課題としたい。

(神戸大学国際文化学研究科博士後期課程)

注

- 1) 現行条約では、欧州連合司法裁判所(the Court of Justice of the European Union)が正式名称であるが、本稿では通称である ECJ に表記を統一する。
- 2) リスボン条約まで、厳密には EEC、ECs、EC に区別されるが、共同体の制度構造はほぼ変化なく継続されていることから、本稿では EC 表記に統一する。
- 3) Case 294/83 *Les Verts v. Parliament*, Judgment, para.23.
- 4) Case 11/70 *Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*, Judgment, para.4.
- 5) 先決裁定そのものも、下級官僚の発案に因る。See Keohane *et al* (2000), p.483.
- 6) 国内の最高裁判所は付託が義務となるが、他の下級裁判所である場合、任意となる。
- 7) Case 8/74 *Procureur du Roi v. Benoît and Gustave Dassonville*, Law, para.5.
- 8) Art.30 の適用実績は、そのあまりの高さに障害ともなっている。国内規制廃止を目的とする訴訟の増加のあまり、対象となる国内規制を後に狭めなければならなくなった。Joined Case 267/91 and 268/91 *Criminal proceedings against Bernard Keck and Daniel Mithouard*, Judgment, para.14, and see Reich (1994), pp.464-473.
- 9) 正確には、当時の西ドイツであるが、議論に差し障りがないため、本稿ではドイツ表記で統一する。
- 10) Case 120/78 *Rewe-Zentral AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein*, Written observations submitted to the Court.
- 11) *Ibid.*, Decision, paras.8-14.
- 12) この指令、Directive 75/117/EEC において、ILO 条約との整合性から「同一賃金同一労働」から「同一価値労働同一賃金」へと基準が変化している。Official Journal of European Communities, No.C 88, 26, 7, 1974, pp.7-9.
- 13) Case 43/75 *Gabrielle Defrenne v Société anonyme belge de navigation aérienne Sabena*, Law, paras.9-12.
- 14) *Ibid.*, paras.28-32.
- 15) Case 149/77 *Gabrielle Defrenne v Société anonyme belge de navigation aérienne Sabena*, Decision, paras.25-27.

- 16) Case 43/75, *Law*, paras.69-75.
- 17) Case 96/80 *J.P. Jenkins v. Kingsgate Ltd.*, Decision, paras.13-15.
- 18) *Ibid.*, paras.10-12.
- 19) Case 170/84 *Bilka - Kaufhaus GmbH v. Karin Weber von Hartz*, Decision, paras.7.
- 20) *Ibid.*, paras.10-13.
- 21) *Ibid.*, paras.16-23.
- 22) *Ibid.*, paras.34-37.
- 23) Case 171/88 *Ingrid Rinner-Kühn v. FWW Spezial-Gebäudereinigung GmbH & Co. KG.*, Opinion of Advocate General, paras.25-28.
- 24) Case 109/88 *Handels- og Kontorfunktionærernes Forbund I Danmark v. Dansk Arbejdsgiverforening, acting on behalf of Danfoss*, Judgment, paras.10-15.
- 25) Case 262/88 *Douglas Harvey Barber v. Guardian Royal Exchange Assurance Group*, Report for the Hearing, ECR I-1906.
- 26) *Ibid.*, I-1908.
- 27) *Ibid.*, Judgment, paras.35.
- 28) この時にも、経済的考慮だけではなく、労働者の社会保障に関する指令において誤解を生じさせる規定があったことを主な理由に挙げている。 *Ibid.*, paras.42-44.
- 29) Case 112/00 *Eugen Schmidberger, Internationale Transporte und Planzüge v. Republik Österreich*, Judgment, paras.57-59.
- 30) *Ibid.*, paras.66-67.
- 31) *Ibid.*, paras.70-74.
- 32) *Ibid.*, paras.78-82.
- 33) 基本権が免除基準を満たすかという審議に移行している点は、共同体法における基本権をどのように保障するかという論点に何故ならなかったかという疑問をもたらしている。 Morijn (2006), pp.31-33. Cf. 山本 (2013b), 32-34 頁.
- 34) *Op.cit.*, note 30 *supra*, paras.83-94.
- 35) Case 438/05 *Finnish Seamen's Union v. Viking Line ABP and OÜ Viking Line Eesti*, Judgment, paras.43-47, Case 341/05 *Laval un Partneri Ltd v. Svenska Byggnadsarbetareförbundet and Others*, Judgment, paras.93-96.
- 36) *Ibid.*, Viking, paras.57-59, Laval, paras.97-98.
- 37) *Ibid.*, Viking, paras.72-74.
- 38) *Ibid.*, paras.75-79.
- 39) *Ibid.*, paras.81-87.
- 40) *Ibid.*, Viking, Opinion of Advocate General, para.70.
- 41) *Op.cit.*, note 35 *supra*, Laval, paras.83-84. また、この公共の利益のための国内法の定義は、後の Luxembourg 事件において明示されている。 Case 319/06 *Commission v. Grand Duchy of Luxembourg*, Judgment, para.29. Cf. 山本(2013a) 101-102 頁.
- 42) *Ibid.*, Laval, paras.80-81.
- 43) *Ibid.*, paras.102-107.

44) *Ibid.*, paras.108-111.

45) *Ibid.*, Laval, Opinion of Advocate General, paras.5. 21-27 and 273.

46) 社会的権利と経済的権利の間をより良く調整することを目的とした規則が提案されたが、後に撤回されている。Cf. 濱口(2012) 47-51 頁、山本(2013a) 98-102 頁。

参考文献

網谷 龍介(2011) 「オールド自由主義の呪縛? : EU 社会労働政策における集団と個人」『EUIJ-Kyushu Review』Issue.1、123-154 頁。

黒岩 容子(2010) 「労働組合活動の権利と企業活動の自由との衝突」『労働法律旬報』第 1722 号、21-26 頁。

中村民雄・須網隆夫編(2010) 『EU 法基本判例集 [第 2 版]』日本評論社。

濱口 桂一郎(2012) 「EU における経済的自由と労働基本権の相克への一解決案」『労働法律旬報』第 1766 号、44-51 頁。

原田 豪(2015) 「欧州統合における社会政策の発展とその意義：歴史的制度論の観点から」『国際文化学』第 28 号、72-96 頁。

山本 志郎(2013a) 「EU 経済統合にみる労働抵触法の新たな課題：サービス提供の自由と労働法の市場保護的機能の調整」『季刊労働法』第 243 号、88-102 頁。

山本 志郎(2013b) 「EU における国際的経済活動の自由と団体交渉権の調和」『労働法律旬報』第 1800 号、30-35 頁。

山本 志郎(2015) 「EU 域内市場における集団的労働法（交渉制自治モデル）の受容の困難」『日本 EU 学会年報』第 35 号、299-327 頁。

Alter, Karen J. and Sophie Meunier-Aitsahalia (1994), “Judicial Politics in the European Community: European Integration and the Pathbreaking Cassis de Dijon Decision,” *Comparative Political Studies*, Vol.26, No.4, pp.535-561.

Barnard, Catherine (2008), “Viking and Laval: An Introduction,” *Cambridge Yearbook of European Legal Studies*, Vol.10, pp.463-492.

de Búrca, Gráinne (2005), “Rethinking law in neofunctionalist theory,” *Journal of European Public Policy*, Vol.12, Issue.2, pp.310-326.

Burley, Anne-Marie and Walter Mattli (1993), “Europe Before the Court: A Political Theory of Legal Integration,” *International Organization*, Vol.47, Issue.1, pp.41-76.

Carrubba, Clifford J., Matthew Gabel and Charles Hnakla (2008), “Judicial Behavior under Political Constraints: Evidence from the European Court of Justice,” *American Political Science Review*, Vol.102, No.4, pp.435-452.

Craig, Paul and Gráinne de Búrca (2008), *EU Law: Text, Cases, and Materials*, fourth edition, Oxford: Oxford University Press.

Deakin, Simon (2008), “Regulatory Competition after Laval,” *Cambridge Yearbook of European Legal Studies*, Vol.10, pp.581-609.

Garrett, Geoffrey (1995), “The politics of legal integration in the European Union,” *International Organization*, Vol.49, Issue.1, pp.171-181.

- Halter, Ulrich (2004), "Integration Through Law," in *European Integration Theory*, first edition, edited by Antje Weiner and Thomas Diez, Oxford: Oxford University Press, pp.177-196.
- Hantrais, Linda (2007), *Social Policy in the European Union*, third edition, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Keohane, Robert, Andrew Moravcsik and Anne-Marie Slaughter (2000), "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational," *International Organization*, Vol.54, Issue.3, pp.457-488.
- Maduro, Miguel Poiares (1998), *We The Court: the European Court of Justice and the European Economic Constitution: A Critical Reading of Article 30 of the EC Treaty*, Oxford: Hart Publishing.
- Martinsen, Dorte Sindbjerg (2015), "Judicial Influence on Policy Outputs? The Political Constraints of Legal Integration in the European Union," *Comparative Political Studies*, Vol.48, No.12, pp.1622-1660.
- Matthi, Walter and Anne-Marie Slaughter (1998), "Revisiting the European Court of Justice," *International Organization*, Vol.52, Issue.1, pp.177-209.
- Moravcsik, Andrew (1995), "Liberal Intergovernmentalism and Integration: A Rejoinder," *Journal of Common Market Studies*, Vol.33, No.4, pp.611-628.
- Moravcsik, Andrew (1998), *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht*, London: UCL Press.
- Morijn, John (2006), "Balancing Fundamental Rights and Common Market Freedoms in Union Law: Schmidberger and Omega in the Light of the European Constitution," *European Law Journal*, Vol.12, No.1, pp.15-40.
- Ostner, Ilona and Jane Lewis (1995), "Gender and the Evolution of European Social Policies," in *European Social Policy: between fragmentation and integration*, edited by Stephan Leibfried and Paul Pierson, Washington: the Brookings Institution, pp.159-193.
- Phelan, William (2010), "Political Self-control and European Constitution: The Assumption of National Political Loyalty to European Obligations as the Solution to the *Lex Posterior* Problem of EC Law in the National Legal Orders," *European Law Journal*, Vol.16, No.3, pp.253-272.
- Reich, Norbert (1994), "The "November Revolution" of the European Court of Justice: *Keck*, *Meng* and *Audi* revisited," *Common Market Law Review*, Vol.31, No.3, pp.459-492.
- Scharpf, Fritz W. (1988), "The Joint-Decision Trap: Lessons from German Federalism and European Integration," *Public Administration*, Vol.66, Issue.3, pp.239-278.
- Stone Sweet, Alec (2004), *The Judicial Construction of Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Weiler, Joseph H. H. (1999), *The constitution of Europe: "Do the new clothes have an*

emperor?" and other essays on European integration, Cambridge: Cambridge University Press.

参考資料

(文中にて言及される資料は、それぞれ以下のウェブサイトで閲覧した。

諸条約英語版：<http://www.cvce.eu/en>、

指令、公式刊行物や判例英語版：<http://eur-lex.europa.eu/homepage.html>)

判例

Case 26/62 *N.V. Algemene Transport & Expeditie Onderneming Van Gend & Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen* [1963] ECR 1.

Case 6/64 *Flaminio Costa v. E.N.E.L* [1964] ECR 585.

Case 11/70 *Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*, [1970] ECR 1125.

Case 22/70 *Commission v. Council* [1971] ECR 263.

Case 8/74 *Procureur du Roi v. Benoît and Gustave Dassonville* [1974] ECR 837.

Case 43/75 *Gabrielle Defrenne v. Société anonyme belge de navigation aérienne Sabena* (通称 *Defrenne II*) [1976] ECR 455.

Case 149/77 *Gabrielle Defrenne v. Société anonyme belge de navigation aérienne Sabena*, (通称 *Defrenne III*) [1978] ECR 1365.

Case 120/78 *Rewe-Zentral AG v. Bundesmonopolverwaltung für Branntwein* (通称 *Cassis de Dijon*) [1979] ECR 629.

Case 96/80 *J.P. Jenkins v. Kingsgate Ltd.* [1981] ECR 911.

Case 294/83 *Les Verts v. Parliament* [1986] ECR 1339.

Case 170/84 *Bilka - Kaufhaus GmbH v. Karin Weber von Hartz* [1986] ECR 1607.

Case 109/88 *Handels- og Kontorfunktionærernes Forbund I Danmark v. Dansk Arbejdsgiverforening, acting on behalf of Danfoss* [1989] ECR 3199.

Case 171/88 *Ingrid Rinner-Kühn v. FWW Spezial-Gebäudereinigung GmbH & Co. KG.* [1989] ECR 2743.

Case 262/88 *Douglas Harvey Barber v. Guardian Royal Exchange Assurance Group* [1990] ECR I-1889.

Joined Cases 267/91 and 268/91 *Criminal proceedings against Bernard Keck and Daniel Mithouard* (通称 *Keck*) [1993] ECR I-6097.

Case 112/00 *Eugen Schmidberger, Internationale Transporte und Planzüge v. Republik Österreich* [2003] ECR I-5659.

Case 341/05 *Laval un Partneri Ltd v. Svenska Byggnadsarbetareförbundet and Others* [2007] ECR 2007 I-11767.

Case 438/05 *Finnish Seamen's Union v. Viking Line ABP and OÜ Viking Line Eesti* [2007] ECR 2007 I-10779.

Case 319/06 *Commission v. Grand Duchy of Luxembourg* [2008] 2008 I-4323.